

青梅市ふるさと納税協力事業者の募集について

1 目的

青梅市（以下「市」という）では、ふるさと納税制度による地元特産品等のPR、販路拡大などに伴う地元企業の活性化を図るため、寄付者に返礼品として商品やサービスを提供する企業または個人事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

2 募集の要件

協力事業者は、次の要件を全て満たしている事業者とします。

- (1) 各種法令、条例等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 事業所本社（本店）、支社（支店）、工場等の生産拠点または役務の提供場所のいずれかが市の区域内にある企業または個人事業者であること。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- (4) すでに納期を経過した分の市税を完納していること。
- (5) 返礼品取りまとめ事業者が必要とする書類の提出等が可能であること。
- (6) 個人情報情報の取扱いを厳重に行えること。
- (7) 市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）に対して協力すること。

3 返礼品の要件について

返礼品は、次の要件を全て満たしている商品等とします。

- (1) 市の魅力をPRできるもので、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であり、市のイメージアップにつながるものであること。
- (2) 市内で生産、製造もしくは加工されているもの、市内の原材料を使用しているものまたは市内で販売・サービスを提供されているもののいずれかに該当していること。
- (3) 品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものはこの限りではありません。
- (4) 返礼品発送依頼を受けた場合、速やかに発送ができること。
- (5) 総務省が定める地場産品基準（以下「地場産品基準」という。）に適

合するものであること。

(6) 食品を返礼品とする場合、産地名を適正に表示すること。

(7) 返礼品に関する情報開示が可能であること。

4 協力事業者のメリット

(1) ふるさと納税の専門インターネットサイト「ふるさとチョイス」等に返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載します。

(2) 市が作成するふるさと納税パンフレット等に商品名および事業者名を掲載します。

(3) 協力事業者は、返礼品発送時に自社製品等のパンフレットを同封することができます。ただし、協力事業者のパンフレット送付は、返礼品発送時の同封に限ります。

5 返礼品取りまとめ事業者

市では、効率的な運営、安心・安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等にかかるデータの適正管理、問い合わせ対応等に万全を期す必要があり、返礼品における取扱業務全般を下記の事業者へ委託しています。

委託事業者：レッドホースコーポレーション株式会社

本 社 住 所：東京都墨田区横網 1-10-5

KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2 階

電 話 番 号：0 5 7 0 - 0 0 3 1 5 5

ファックス番号：0 3 - 5 6 3 7 - 3 8 8 0

6 募集期間

平成 2 8 年 7 月 1 3 日から随時

7 申込方法

青梅市ふるさと納税返礼品協力事業者申込書を、青梅市役所 4 階企画部企画政策課へ提出してください。

8 個人情報の取扱いについて

協力事業者は、返礼品の提供に関する業務を遂行するに当たり、個人情報の取扱いについて、青梅市個人情報保護条例（平成 9 年条例第 3 0 号）および関係法令を遵守してください。

また、寄付者の個人情報を返礼品の送付以外の目的で使用しないでください。ただし、返礼品発送後、当該寄付者から直接商品の注文を受けて得た個人情報は、この限りではありません。

9 その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容等については、国の確認を得た後に決定します。
- (2) 協力事業者は、登録された返礼品を変更する場合、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質および送付過程等で事故等の問題が発生した場合ならびに協力事業者を辞退する場合には、速やかに市および委託事業者へ報告してください。
- (3) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄付者から苦情等があった場合は、真摯に対応してその解決に努めるものとし、苦情内容について市および委託事業者へ報告するものとします。また、品質等による保証または苦情対応について、市は一切責任を負わないものとします。
- (4) 市長は、申込内容に虚偽があった場合または市に損害を及ぼす行為があった場合は、協力事業者の登録を取り消すものとします。
- (5) 協力事業者は、返礼品の提供に係る業務において、市または第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならないものとします。
- (6) 定めのない事項及び疑義が生じた場合には、市または委託事業者と協議のうえで解決するものとします。

【問合せおよび書類提出先】

青梅市 企画部企画政策課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号：0428-22-1111 内線2421・2422

ファックス番号：0428-22-3508